

市第68号議案

横浜市衛生研究所条例の一部改正

横浜市衛生研究所条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成26年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市衛生研究所条例の一部を改正する条例

横浜市衛生研究所条例（昭和33年12月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「本市に衛生研究所を次のように」を「横浜市衛生研究所（以下「研究所」という。）を横浜市金沢区に」に改め、

「名 称 横浜市衛生研究所

位 置 磯子区滝頭一丁目 2 番17号」

を削り、同条第 2 項中「横浜市衛生研究所（以下「研究所」という。）」を「研究所」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市衛生研究所を移転するため、横浜市衛生研究所条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市衛生研究所条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（設置）

第 1 条 保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、横浜市衛生研究所（以下「研究所」という。）を横浜市金沢区に設置する。

名 称 横浜市衛生研究所

位 置 磯子区滝頭一丁目 2 番 17 号

2 研究所の所管区域は、横浜市衛生研究所（以下「研究所」という。）の所管区域は、本市の全区域とする。